

会 議 要 旨

会議の名称		令和6年度第2回川越市入札監視委員会					
開催日時		令和6年10月31日（木） 午前9時55分開会・午前11時50分閉会					
開催場所		川越市庁舎第1委員会室					
議長（委員長・会長）氏名		委員長 松永 勝治					
出席者（委員）氏名 （人数）		委 員 赤羽 哲郎 委 員 中山 達人 (2名)					
事務局等職員(職、氏名)		契約課課長	石井 みどり	契約課副課長	岩田 裕美		
		契約課副主幹	河野 俊也	財務課副主幹	吉川 孝		
		契約課主査	榎本 絵美	契約課主査	森実 祐規	(6名)	
抽出事案説明者		建築住宅課副課長	吉田 嘉代	建築住宅課副主幹	吉澤 和利		
		建築住宅課主査	前沢真知子	地域づくり推進課副課長	高野 昌和		
		水道課副主幹	齊藤 徹郎	水道課技師	船越 智瑛		
		下水道課主幹	堀口 明	下水道課主査	宮沢 敦		
		建築住宅課副主幹	宮崎 整	建築住宅課主査	宮崎 禎之		
		教育財務課主査	新井 正義	スポーツ振興課課長	鍛冶 良知		
		スポーツ振興課副主幹	田中 宏明	スポーツ振興課主任	筋野 泰史	(14名)	
会議次第	1 開会 2 議事 （1）抽出した事案について （2）その他 3 閉会 4 事務連絡						
配布資料		1 会議次第 2 審査事案通知書 3 審議資料（一般競争入札、随意契約） 4 発注工事一覧表					
議事の経過		・ 審議案件（一般競争入札4件）：問題なし ・ 審議案件（随意契約2件）：問題なし					

議事の経過

議事の進行・主な質問・意見	答弁
議事（１）抽出した事案について 【審査事案の抽出理由について】 ○ 令和６年１月から６月までに執行された建設工事に係る一般競争入札の中から、高額な工事、申込者数が多い工事、落札率が高い工事、随意契約の中から変更契約を行っている工事、見積執行で落札率が１００％である工事等を合計６件抽出（抽出者：松永委員）	
【抽出事案の審議】 （一般競争入札） １．仮称霞ヶ関北市民センター新築工事 ○ 設計額が高額にも関わらず、３者の入札金額が千円単位まで同じであり、何らかの憶測がされかねないが、問題はないのか。 ○ 落札率が最低制限価格と一致したのも同じ理由か。 ○ 最低制限価格の上限が予定価格の９２％になるということは計算上求められるということか。 ○ 入札金額内訳書の不備のため無効とあるが、どのような不備か。 ○ 電子くじの仕組みは複雑だが、正しく運用されているのか。	○ 予定価格や参考数量を事前に公表していることから最低制限価格も算定しやすいため、業者側が適切に積算を行えば、同額となることもあると考えております。 ○ 市のホームページで最低制限価格の計算方法を公表しており、最低制限価格の上限や下限も示されているため、それらや過去の落札金額などを参考に応札していると思われます。 ○ 費目ごとの計算結果の合計が予定価格の９２％を超えた場合は、予定価格の９２％が最低制限価格の上限となるため、適切に積算を行っていただければ、最低制限価格を推測できる場合もあると思われます。（事務局） ○ 本来一致すべき入札金額内訳書の合計額と入札金額が一致していなかったものです。（事務局） ○ 計算方法は複雑ですが、業者は入札書提出時に任意の３ケタのくじ番号を入力すれば良く、その後の計算はシステム上で行っているため、くじ引きの公正性は保たれていると認識しております。（事務局）
２．重要施設配水管耐震化その他工事（大字小堤）	

○ 発注工事一覧表を見ると、管工事Aにおいて、落札率が92%という数字が並んでいるのはどのような理由からか。 ○ 取り抜け方法としたのはどの案件か。 ○ 対象業者数が多くはないが、なぜ取り抜け方法としたのか。 ○ 12はなぜ取り抜け方法としなかったのか。	○ 管工事で発注する工事は、建築設備と水道施設の2種類がありますが、それぞれ積算方法が異なります。建築設備の方が最低制限価格の予想がつきやすいと考えられるため、落札率が92%で並んでいますが、水道施設の方は落札率にばらつきがあります。 ○ 6、8、13、27、31、34、39と不調になった1件を合わせた計8件です。 ○ 多くの業者に受注していただきたいこと、年度当初の工事で応札意欲が高いこと、工期の関係で早めに発注する必要があり、同時に発注しないと管の更新も追い付かないことから取り抜け方法としました。 ○ 年度をまたぐ工事のため、先に発注したものです。
3. 新河岸第8-1処理分区汚水枝線築造工事（その1） ○ 入札参加申込をした業者のうち市内業者は何者あるか。 ○ それらの業者は辞退が続いた業者だが、毎年辞退が多いのか。 ○ 発注課としても辞退が多いという認識なのか。 ○ 県内業者まで拡大している工事は他にあるのか。 ○ 辞退が多い理由は何か。	○ 3者です。 ○ 具体的な業者名までは把握しておりませんが、昨年度は市内業者に限定して発注した場合に、申込はあるがすべての業者が辞退するという状況が続きました。 ○ 辞退が多く常に不調リスクがあるという認識であったため、今年度は不調リスク回避のため当初の発注から県内業者まで拡大しております。 ○ 下水道工事以外では、当初から県内業者まで拡大している案件は少ないと認識しております。 ○ 当該工事は住宅のある地域に新規に下水道を整備する工事で深く掘削する必要があります。そのため、推測とはなりますが沿道の住宅への注意や、通行止めの対応など工事内容以外にも配慮が必要であり、熟練した技術者がいないと対応が難しいと判断された結果、辞退が多くなったのではないかと考えております。

○ 予定価格が業者の要求を満たしていないということか。 ○ 積算にあたって、上積みなどをする余地はないのか。 ○ 辞退理由は問合せして確認したのか。 ○ 辞退した業者は入札参加申込をしていたのか。 ○ 公告を見た段階で配置できる技術者がいないという判断はつくのではないか。 ○ 他の工事で技術者を配置しているため応札できないということか。 ○ 辞退の理由に入札参加資格なしとあるが、問題はないのか。	○ 適切に設計をして予定価格を設定していますが、他の工事と比較した場合、本件のように住民生活への配慮が必要な工事に対しては応札意欲が高まらないのではないかと推測されます。 ○ 県の土木工事設計単価表や国が定める土木工事標準歩掛など明確な積算基準のもと積算しています。 ○ そのとおりです。 ○ 申込はありましたが、応札がなかったものです。 ○ 工事の内容を確認した結果、熟練した技術者がいないと難しいという判断をする場合もあると推測されます。 ○ 同じ工事種別であれば、下水道工事ではなく、施工条件が良い案件に人気が集中し、辞退が多くなるのではないかと考えております。 ○ 土木の登録がある営業所で申込をする予定のところ、誤って土木の登録がない本店で申込をしたものです。
4. 川越市立上戸小学校受変電設備改修工事 ○ 本件について全業者が同額で入札しており、かつ本案件以外も含めて電気工事Aの落札率がすべて92%となっているが、問題はないのか。 ○ 最低制限価格の基準は市として設けているのか。 ○ 最低制限価格を予定価格の75%とすることもできるのか。 ○ 予定価格に掛ける割合の違いは何によるのか。	○ 最低制限価格が予定価格の92%であり、複数の業者がそれぞれ積算した結果、入札金額が同額となったもので、最終的にはくじ引きにより落札候補者が決定されておりますので、問題はないと考えております。 ○ 国が定めた基準をもとに、市の基準で定めています。（事務局） ○ 工事に係る経費ごとに定められた率をかけた上で合計を出し、その合計が予定価格の75%未満の場合は予定価格の75%が最低制限価格となります。（事務局） ○ 最低制限価格については、予定価格の何%から何%までという上限と下限は決まっていますが、基本的には直接工事費、共通

○ 労務費や材料費など積算の基礎となる個々の金額は市で公表しているのか。 ○ 同じソフトウェアを使用して計算すれば、同じ金額になるのか。 ○ 電気工事は予定価格の92%を超えることが多いため、最低制限価格が予定価格の92%になることが多いということか。 ○ 本案件以外の電気工事Aもすべて落札率が92%となっており、適正に入札が行われたのか疑問が残る。	仮設費など費目ごとに定められた率を乗じて計算した合計額が最低制限価格となります。(事務局) ○ 県の積算基準に基づき設計しているため、何月の単価表を用いているかは公告の際に示しています。 ○ 市としても適切に積算していただくために情報提供をしているため、計算結果についてはほとんど差異が出ないものと認識しております。 ○ ほとんどが92%となります。また、人気がある工事でもあるため、競争の結果落札率も92%となっている可能性が高いと考えております。 (意見に対する答弁はなし)
(随意契約) 5. 配水管仮設工事(大字大仙波) ○ 切り回しとはどのようなことか。 ○ 河川改修工事において当初想定しなかった工事が発生したので、追加の工事を随意契約で発注したということか。 ○ 元の河川改修工事の変更契約では対応しないのか。	○ 弁天橋下部工の障害となる水道管を当初の位置から移設することをいいます。 ○ そのとおりです。 ○ 水道の管工事は水道管の管理者が行うこととなっていますので、本市で対応しました。
6. 大東BMX・スケートボードエリアユニットハウス基礎設置及び移設工事 ○ 県が施設を整備した上で市に移管したのか。 ○ 管理はすべて市で行うこととなっているのか。 ○ 施設の内容は市から県へ要望したのか。	○ そのとおりです。 ○ 市で管理しているため、ユニットハウスの工事費用は本市の負担となります。 ○ 以前から愛好者からの要望があり、整備について市から県に要望しましたが、施設

	の内容は県での検討を経て決定されたものです。
その他 ○ 前回指摘を受けた、入札の申込はするが 辞退が特に多い業者について過去の参加及 び応札状況や応札前の辞退を認める理由に ついて事務局から説明を行い、御了承いた だいた。	